

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 亀鶴会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 亀鶴会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 常務理事は、法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けて日々その業務にあたる場合は、別表4により報酬を支払うことができる。

4 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。ただし、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬及び交通費を支払わないものとする。

2 監事が法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

2 理事長の命を受けて日々その業務にあたる常務理事は、別表1を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成23年5月28日より適用する
- 2 この規程は、平成26年4月1日より適用する
- 3 この規程は、平成29年4月1日より適用する
- 4 この規程は、平成31年4月1日より適用する
- 5 この規程は、令和元年7月1日より適用する